

令和 8 年度

業務番号.....第 1529 号

.....国道 103 号外電線共同溝管理台帳修正業務委託

特 記 仕 様 書

1. 設計図書に対して質問がある場合は青森県東青県土整備事務所道路施設課あてに質問書を 入札執行日 5 日前の 12 時 00 分までに提出して下さい。
2. 回答書は 入札執行日 3 日前の 12 時 00 分までに FAX で回答します。
(上記 1. 及び 2. の日数には、土日及び祝祭日は含みません。)
3. 回答は、質問書を提出した会社を含め全社に通知します。
4. 質問書提出以外の問い合わせには回答いたしません。
【電話による質問や来所での質問等は、ご遠慮願います。】

.....青森市 橋本二丁目 外 地内

青 森 県 東 青 県 土 整 備 事 務 所

第 1 章 総 則

第 1 条 共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「測量業務共通仕様書」、「設計業務等共通仕様書」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第 2 条 業務内容

本設計業務は、東青県土整備事務所で管理する電線共同溝管理台帳システムを令和 7 年度の入溝承認申請書および敷設工事届けをもとにケーブル入線状況の現場調査を実施しデータの現行化を図るものである。

第 3 条 委託業務日数又は履行期限

1. 業務日数 日
2. 履行期限 令和 9 年 3 月 2 5 日

第 4 条 安全管理

業務実施にあたり路上での作業が必要な場合は、必要により保安要員・保安施設を設置し、道路交通の確保及び安全確保に努めなければならない。

第 5 条 打ち合わせ等

本業務における打ち合わせは、当初、成果品納入時及び作業中とし、3 回とする。

第 6 条 作 業 計 画

本業務における作業計画書は、当初打ち合わせ後速やかに提出するものとする。

第 7 条 資 料 の 貸 与

貸与する図書及びその他の関係書類は、下記のとおりとする。

電線共同溝および C A B に係る入溝承認申請書・敷設工事届け

※その他協議による

第 8 条 履行報告

受注者は、契約書第 1 5 条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第 9 条 「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

第 2 章 業 務 内 容

第1条 設 計 条 件

本業務は、現在、東青県土整備事務所で管理する電線共同溝管理台帳を、令和7年度の各入線企業者からの入溝届を精査し、調査する特殊部または分岐桝を決め、現行の特殊部・分岐桝帳票と現場調査により入線状況を確認し、台帳を現行化する業務である。

現場調査場所と特殊部調査数量

路線名（地区名）	特殊部調査数（箇所）
国道 103 号（橋本～勝田地区）	17
国道 280 号（篠田地区）	0
青森環状野内線（古川地区）	1
青森環状野内線（北金沢地区）	0
荒川青森停車場線（昭和通り地区）	0
荒川青森停車場線（柳町通り地区（山））	0
青森停車場線（駅前通り地区）	0
青森停車場線（新町通り地区）	0
青森停車場線（柳町通り地区（空））	0
青森港線（柳町通り地区（海））	0
鶴ヶ坂千刈線（石江地区）	0
増田浅虫線（浅虫地区）	1
合 計	19

第2条 作 業 条 件

作業条件は、下記のとおりとする。

工 種 作 業 条 件

- ・現場調査（特殊部等写真撮影） N = 1.9 箇所
- ・計画準備・資料収集 N = 1 式
- ・CAD業務 N = 6.0 日
- ・特殊部帳票修正 N = 2.6 箇所
- ・CAB帳票修正 N = 0.5 日
- ・占用管理帳票修正 N = 3 日

第3条 現場調査（特殊部写真撮影）

特殊部及び分岐桝について、既存特殊部・分岐桝帳票との照合を行うために現地調査を行い、特殊部内外の写真撮影・特殊部内360度パノラマ映像撮影、敷設ケーブル等の確認をし、特殊部内部の状況や蓋の状況を確認する。特殊部内部や蓋の状況に直ぐに対処が必要と認められた場合は、調査職員に報告する。

第4条 計画準備・資料収集

現場調査に必要な、道路使用許可書の作成や、既存の特殊部帳票や入溝届け等の資料収集を行う。

第5条 CAD業務

現場調査結果に基づき、既存特殊部帳票の特殊部展開図修正を実施する。また、展開図に張り付けている写真も現場調査で新たに撮影した360度パノラマ映像をもとに現行化を図る。

第6条 特殊部・分岐桝帳票修正

- ・現場調査結果を基に、ケーブル収容状況の修正を実施する。
- ・調査した特殊部・分岐桝に関しては、4方向から写真を撮影し、既存の帳票と写真を入れ替え現行化する。
- ・360度パノラマ映像も現行化する。

第7条 各種書類電子化

令和7年度の入溝許可書等をスキャニングで読み込み全て電子化する。(PDF ファイル)

第8条 占用管理データ修正

現場調査結果を基に、各地区の占用管理データを修正し現行化する。

第9条 提出書類

共通仕様書に定める提出書類のほか、別表に定めるとおりとする。

第10条 その他

- －1) 完成検査の予定については、実施予定の前月15日までに予定日を調査職員に報告のこと。
- －2) 色彩等の景観の検討については、青森県景観条例に基づき、「青森県公共事業景観形成基準」及び「青森県景観色彩ガイドプラン」を遵守しなければならない。
- －3) 防犯に配慮した環境の検討については、「防犯に配慮した設計ガイドライン」を遵守しなければならない。
- －4) 「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」(青森県リサイクル製品認定制度)第9条第1項の規定により制定された、「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」を遵守しなければならない。
- －5) 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- －6) 本業務は、受発注者協力のもと、建設業の働き方改革推進のため、ウィークリースタンス等の推進を図ることとし、下記の事項について業務着手前に受発注者間で共有し、業務を進めていくこととする。
 1. 打ち合わせ時間の配慮
打ち合わせは、勤務時間内におこなう。
 2. 資料作成依頼の配慮
資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう十分に配慮する。
 3. ワンデーレスポンスの再徹底
問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

第 3 章 成 果 品

第 1 条 成果品の提出

成果品は紙による報告書及び電子媒体とし、共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

1) 報告書（管理台帳）カラー 2 部

- ・特殊部・分岐桝帳票（A 3 版程度）
- ・占用管理台帳（A 3 版程度）
- ・修正平面図（A 3 版程度）
- ・現場踏査報告書（A 4 版程度）

2) 電子媒体（CD-R 又は DVD-R） 2 枚

- ・修正後の電線共同溝管理台帳システムのデータファイル 1 式

設計業務等に関する提出書類一覧表

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	業 務 工 程 表	契 約 後 14 日 以 内	1	3 条
建設管理課	管 理 技 術 者 通 知 書	契 約 後 遅 滞 な く	1	10 条
監督員	業 務 履 行 報 告 書	毎月 1 回、調査職員の指定日	1	15 条
監督員	完 成 届	業 務 を 完 了 し た と き	1	32 条
監督員	業 務 成 果 引 渡 書	引 渡 の と き	1	32 条
監督員	請 求 書	引 渡 の と き	1	33 条

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	照 査 技 術 者 通 知 書	設計図書で定められている 場合、契約後遅滞なく	1	11 条
建設管理課	管理(照査)技術者変更通知書	変 更 の 都 度	1	10 条・11 条
監督員	貸 与 品 借 用 書	貸 与 時	1	16 条
監督員	貸 与 品 返 還 書	返 還 時	1	16 条
監督員	履行期間の変更請求書	変更を必要とするとき	1	23 条
監督員	部 分 使 用 同 意 書	発注者が部分使用を請求したとき	1	34 条
監督員	指定部分に係る（又は、引渡 部分に係る）業務完了報告書	設計図書に定められた期日	1	38 条

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
監督員	業 務 計 画 書	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1	1112 条
監督員	業 務 打 合 簿	そ の 都 度	1	(契)2 条 (仕)1110 条他

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
監督員	担 当 技 術 者 届	担当技術者を定めた場合	1	1109 条
監督員	担 当 技 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	1109 条
監督員	照 査 報 告 書	業 務 完 了 後	1	1108 条
監督員	身 分 証 明 書 交 付 願	必 要 な 時	1	1116 条
監督員	事 故 報 告 書	事 故 が 発 生 し た と き	1	1132 条
監督員	新 技 術 活 用 計 画	NETIS 登録技術の活用を希望するとき	1	1139 条
監督員	活 用 効 果 調 査 票	業 務 完 了 後	1	1139 条
監督員	生 産 性 向 上 提 案 書	後段階の設計において 一層の生産性向上の検討の 余地が残されている場合	1	1209 条

数量総括表

業務名	国道103号外電線共同溝管理台帳修正業務委託			業 種 項 目	土木設計業務 道路設計		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要	
道路設計		式		1			
管理台帳修正		式		1			
現場調査		式		1			
特殊部調査・写真撮影（CCB）		箇所		19			
管理台帳作成		式		1			
計画準備・資料収集		式		1			
CAD業務		日		6			
特殊部帳票修正		箇所		26			
占用管理帳票修正		日		3			
設計協議	3回	業務		1			
機器経費・材料費		式		1			

数量総括表

業務名	国道103号外電線共同溝管理台帳修正業務委託				業 種 項 目	土木設計業務 直接経費	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要	
直接経費		式		1			
直接経費		式		1			
旅費交通費		式		1			
旅費(率計上・宿泊無)		式		1			
電子成果品作成費		式		1			
電子成果品作成費(設計)		式		1			
直接原価（その他原価除く）		式		1			
その他原価		式		1			
一般管理費等		式		1			
設計業務価格		式		1			

質 問 書 (全〇枚)

令和8年 月 日

青森県東青県土整備事務所長 殿

住 所

氏 名

FAX

工事（業務）番号 第1529号

工事（業務）名 国道103号外電線共同溝管理台帳修正業務委託

[illegible]

*質問がない場合は、提出の必要はありません

※質問書提出以外の問い合わせには回答いたしません。

青森県東青県土整備事務所 道路施設課 (担当：大友)

電話 017-728-0247

Fax 017-728-0235

受 領 確 認 書

令和8年 月 日

青森県東青県土整備事務所長 殿

会社名

受領者氏名

電 話

FAX

工 事（業 務）番号 第1529号

工 事（業 務）名 国道103号外電線共同溝管理台帳修正業務委託

上記工事(業務)の回答書を受領しました。